

# 上山市ごみ処理基本計画

— 人と自然に優しい循環型社会をつくる —

令和5年2月  
上山市

## はじめに

清潔で快適な環境の中で文化的な生活を営むことは、全ての市民の願いであり、その中の一つに位置づけられる清掃行政は、市民の生活に一日たりとも欠くことのできない、極めて重要な施策となっております。

本市では、平成24年度に平成25年度から平成34年度までの10年間を計画期間とした「上山市ごみ処理基本計画」を策定し、また令和元年度には同計画の見直しを行いながら、計画に基づき、市民や事業者、行政が一体となってごみ減量施策を展開してまいりました。計画策定から10年が経過し、ごみの排出量については、家庭系ごみは減少しておりますが、複数の大型商業施設が出店したことから事業系ごみが増加しており、今後も市民や事業者、行政が一体となって、更なるごみ減量に関する施策を推進していく必要があります。

一方、ごみの発生量の変化と共に質的多様化、環境問題や少子高齢化など社会的な課題も加わり、ごみ処理に対する市民の認識とニーズはますます高まりつつあり、このようなごみ処理を取り巻く社会の変化に対応するため、この度、本計画を見直すことといたしました。

本計画では、上山市におけるごみ処理の現状と長期的ビジョンの基に、ごみの発生から最終処分までの一貫した施策を総合的かつ計画的に推進するため、今後の廃棄物処理（清掃）行政の基本的な考え方と取り組むべき方策について示したものです。

今後とも市民、事業者、行政が一体となって、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rを推進し、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けて多角的に事業を推進してまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和5年2月

上山市長 横 戸 長兵衛



# 目 次

|                           |           |
|---------------------------|-----------|
| <b>第1章 計画の概要 [ダイジェスト]</b> | <b>1</b>  |
| 1 施策の体系                   | 2         |
| 2 数値目標                    | 3         |
| <b>第2章 計画の内容</b>          | <b>7</b>  |
| 1 計画の概要                   | 8         |
| 1 計画策定の背景と趣旨              | 8         |
| 2 計画の位置づけ                 | 9         |
| 3 計画期間                    | 10        |
| 4 計画の対象                   | 10        |
| 2 上山市の現状と課題               | 11        |
| 1 地域概況                    | 11        |
| 2 人口動態                    | 11        |
| 3 ごみ排出                    | 12        |
| 4 ごみの内訳                   | 14        |
| 5 現状のごみ処理システム             | 16        |
| 6 ごみ処理財政                  | 18        |
| 7 本市の抱える課題                | 19        |
| 3 上山市の将来のあるべき姿            | 21        |
| 1 基本施策及び基本方針              | 21        |
| 2 数値目標                    | 22        |
| 4 [基本方針1] みんなでつくる循環型の暮らし  | 25        |
| 1 [個別方針1] 発生及び排出の抑制       | 25        |
| 2 [個別方針2] 循環資源の有効利用       | 27        |
| 5 [基本方針2] 循環型ごみ処理システムの構築  | 29        |
| 1 [個別方針3] 適正処理の推進         | 29        |
| 2 [個別方針4] ごみ処理の高度化        | 30        |
| [個別計画1] 収集・運搬計画           | 30        |
| [個別計画2] リサイクルリレーセンターの活用   | 33        |
| [個別計画3] 中間処理計画            | 33        |
| [個別計画4] 最終処分計画            | 34        |
| 6 計画の推進体制                 | 35        |
| 1 市民・事業者・行政の役割            | 35        |
| 2 計画の進行管理                 | 36        |
| 7 計画の体系とスケジュール            | 37        |
| <b>第3章 資料</b>             | <b>39</b> |
| 1 比較と目標数値について             | 40        |





# **第1章 計画の概要（ダイジェスト）**

## 1 施策の体系

市民生活に根ざした多角的なごみ減量施策の推進と、循環型社会に向けたごみ処理システムの確立を目指します。

～基本施策～

### 循環型社会の構築を推進します

基本方針1  
みんなでつくる循環型の暮らし

#### 個別方針1 発生及び排出の抑制

##### ■施策メニュー

- 家庭系ごみの発生及び排出の抑制
- 事業系ごみの排出の抑制
- 環境教育及び啓発活動の充実

#### 個別方針2 循環資源の有効利用

##### ■施策メニュー

- 資源ごみの分別収集の徹底
- 古紙類の拠点回収
- 市民主体による資源回収等への支援
- 生ごみリサイクル等への支援
- 廃家電品の資源化
- 多様なリサイクルルートの確保

基本方針2  
循環型ごみ処理システムの構築

#### 個別方針3 適正処理の推進

##### ■施策メニュー

- 快適な生活環境の確保
- 不法投棄防止対策

#### 個別方針4 ごみ処理の高度化

##### ■個別計画

- 収集・運搬計画
- リサイクルリレーセンターの活用
- 中間処理計画
- 最終処分計画



## 2 数値目標

### ① 発生・排出抑制の目標

#### ■ 市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量

令和3年度実績値の 549g から、令和14年度までに約 3.8%削減し、528g 以下とします。(令和4年度予測値 555g から約 4.8%の削減となります。)

#### ■ 市民1人1日あたりの廃棄物(家庭系+事業系)排出量

令和3年度の 782g から、令和14年度まで約 2.3%増に抑え、800g 以下とします。(令和4年度予測値 800g と同量となります。)

### ② リサイクル率の目標

#### ■ リサイクル率

令和3年度の 22.5%から、中間目標年度である令和10年度までに 25.0%以上、令和14年度までに 25.3%以上を目指します。

$$\text{注) リサイクル率} = \frac{\text{総資源化量(中間処理による資源化量+資源回収物)}}{\text{廃棄物等の排出量}} \times 100$$

### ③ 最終処分量の目標

#### ■ 最終処分量

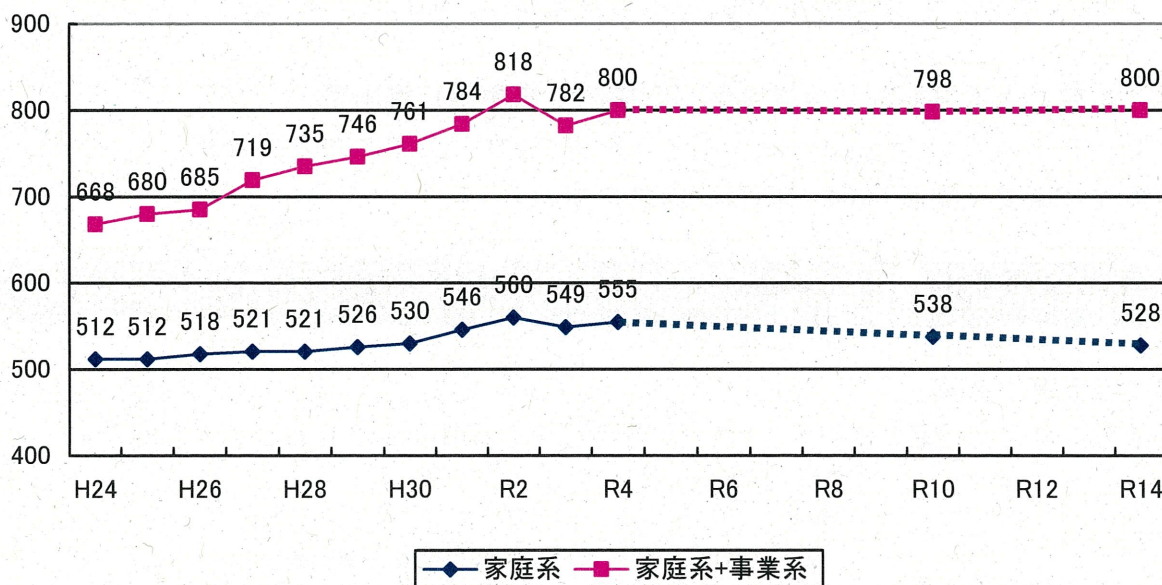
令和3年度の 503 トンから、中間目標年度である令和10年度までに 451 トン以下、令和14年度までに 420 トン以下を目指します。



## ■ 市民1人1日あたりのごみ排出量

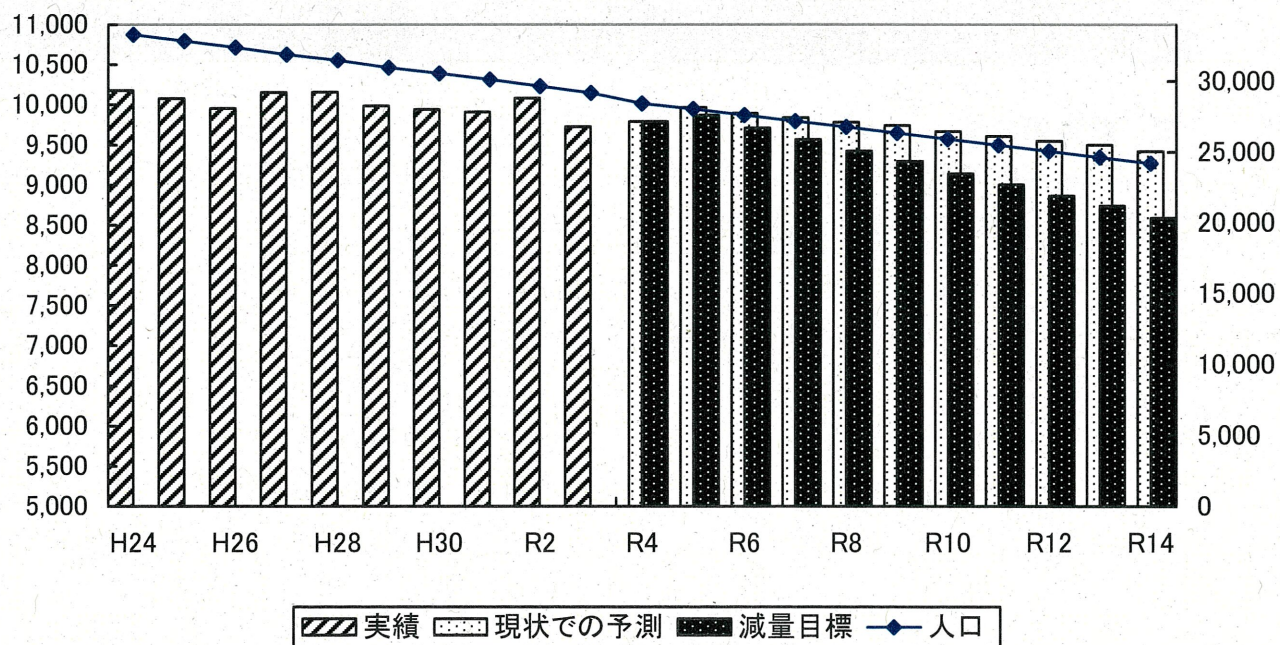
|              | 家庭系ごみ | 家庭系ごみ+事業系ごみ |
|--------------|-------|-------------|
| 令和3年度実績値     | 549 g | 782 g       |
| 令和4年度予測値     | 555 g | 800 g       |
| 令和10年度(中間)目標 | 538 g | 798 g       |
| 令和14年度目標     | 528 g | 800 g       |

図1 【市民1人1日あたりのごみ排出量（単位：g）】



## ■ ごみの総排出量

図2 【市民1人1日あたりのごみ排出量を基にしたごみ排出量（単位：トン（左軸）、人（右軸）】





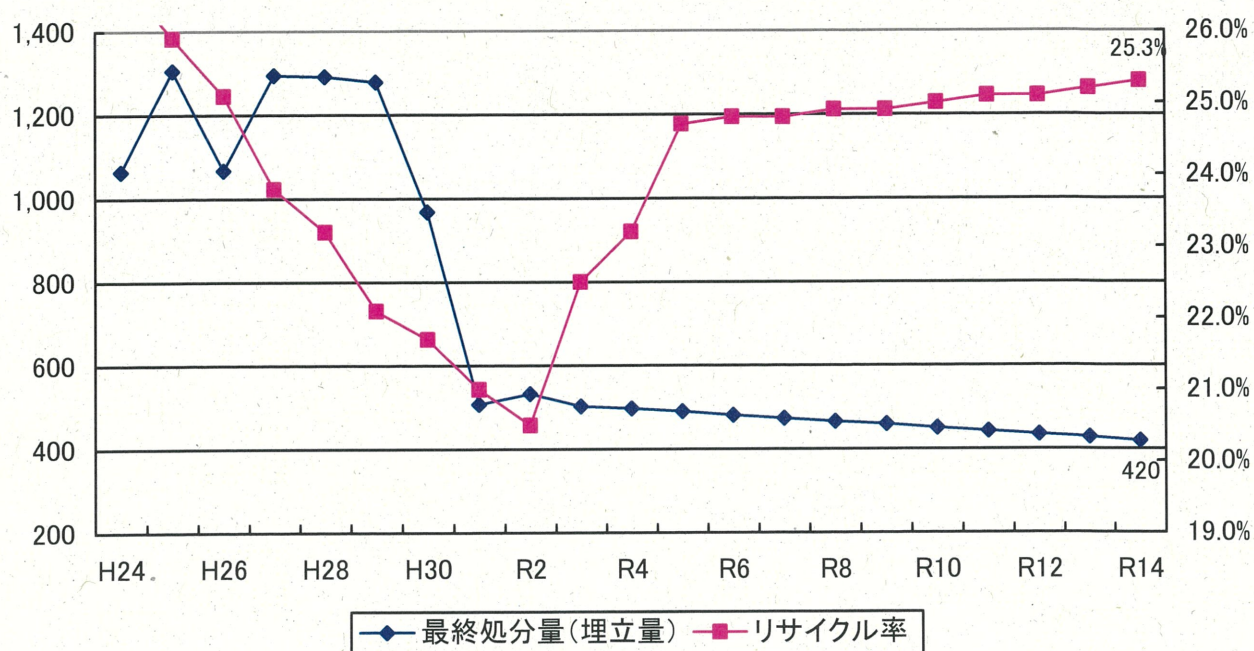
## ■ リサイクル率

令和3年度の22.5%から、令和14年度には25.3%以上にアップします。

## ■ 最終処分量

令和3年度は503トンの埋立量を、令和10年度には451トンに、令和14年度には420トンまで削減します。

図3 【最終処分量(埋立量)とリサイクル率の推移（単位：トン（左軸）、%（右軸）】



※ 平成29年度、平成30年度にエネルギー回収施設（立谷川・川口）が稼働し、それまでは取り出しができずに最終処分（埋立）していたスラグ等の再資源化が可能となり、最終処分（埋立）量が大きく減少している。







## **第2章 計画の内容**



## 1 計画の概要

### 1 計画策定の背景と趣旨

これまでの清掃行政は、公衆衛生の向上や公害発生の防止といったごみの適正処理を第一の目的として進めてきましたが、社会生活が物質的に豊かになるにつれて、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会による様々な問題が指摘されてきました。

これに対して国は、平成30年6月に政府の第四次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定され、重要な方向性として、地域循環共生圏形成による地域活性化、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生等を掲げ、その実現に向けて概ね令和7年(2025年)までに国が講ずべき施策を示し、推進しています。

また、山形県においては、全国一ごみの少ない県をめざすことなどが基本目標に掲げられた<sup>注1</sup>山形県循環型社会形成推進計画を策定し、ごみゼロやまがたの実現をめざして施策を推進しています。

本市においては、令和元年度に第7次上山市振興計画後期基本計画を策定し、快適環境の一環として循環型社会の構築に係る目標や施策を掲げ、また、平成27年度には環境のよい安全安心に暮らせる地域づくりを進めるために第2期上山市快適環境基本計画を策定し、その実現に向けて施策を推進しています。

この計画は、こうした社会状況の変化を受け、現行の<sup>注2</sup>ごみ処理基本計画を見直し、市民、事業者、行政それぞれが主体的な役割分担の下に、循環型社会の形成を目指すためのごみ処理行政の長期的、総合的ビジョンを示すものです。

#### 注1 山形県循環型社会形成推進計画

県民、事業者、行政などあらゆる主体が、廃棄物等の3R(リデュース、リユース、リサイクル)に積極的に取り組み、ゼロエミッション型の地域社会づくりを進め、環境への負荷の少ない循環型社会を構築することを目的に、平成18年3月に策定。なお、平成24年3月には平成23年度から平成32年までの10年間を計画期間とした第2次計画が、令和3年3月には令和3年度から令和12年度年までの10年間を計画期間とした第3次計画が策定された。

#### 注2 ごみ処理基本計画

廃棄物処理法第6条第1項の規定により策定が義務付けられている。計画は10～15カ年の計画とし、おおむね5年ごとまたは諸条件に大きな変動があった場合等必要に応じて見直すこととされている。なお、ごみ処理基本計画を実施するため毎年具体的に定めたものが処理実施計画となる。

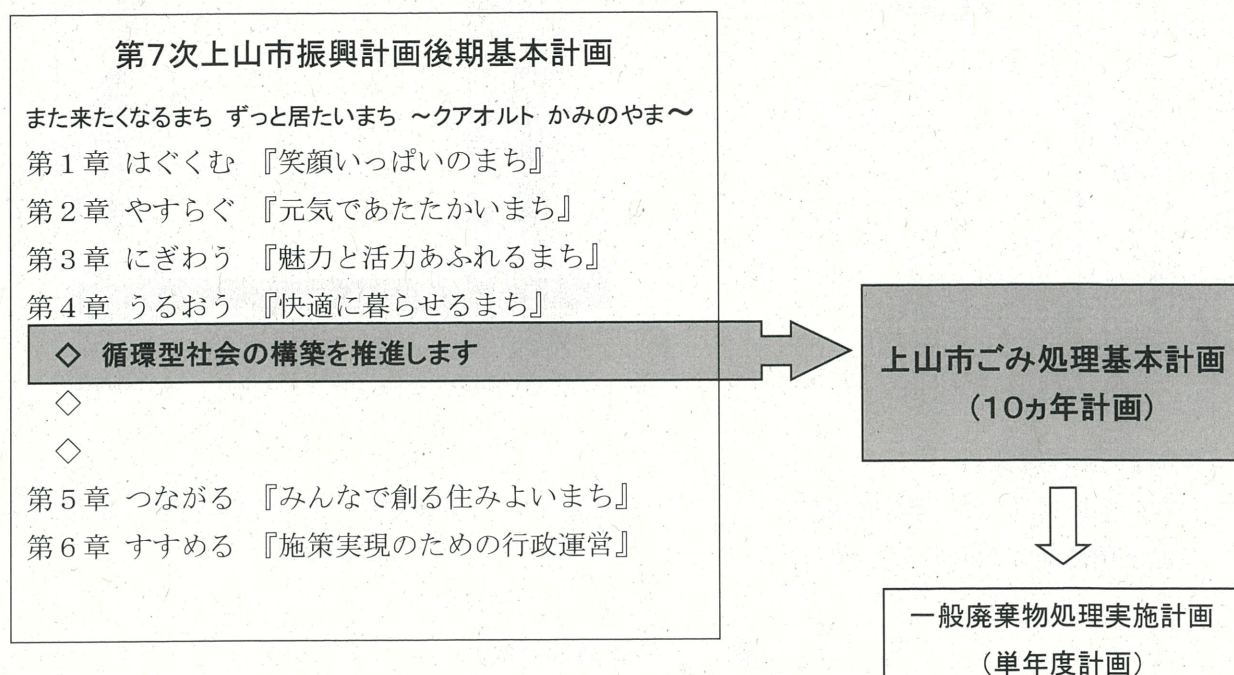


## 2 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定に基づき策定する「一般廃棄物処理計画」のうち、「ごみに関する基本計画」について定めるものです。計画の策定にあたっては、<sup>注3</sup>「第7次上山市振興計画後期基本計画」との整合を図り、今後の清掃行政における長期的・総合的な指針とするものです。

なお、本計画実施のための具体的な事項については、毎年度策定する実施計画において定めるものとします。

図4 【計画の位置付け】



### 注3 第7次上山市振興計画後期基本計画

平成28年3月に令和5年度を目標年次とする「第7次上山市振興計画」を策定し、「また来たくなるまち ずっと居たいまち ～クアオルト かみのやま～」を将来都市像とし、その実現のために基本構想をまとめ、前期及び後期基本計画では基本構想を実現するために市役所が実施すべきことをまとめています。後期基本計画の計画期間は令和2年度から令和5年度までの4年間です。

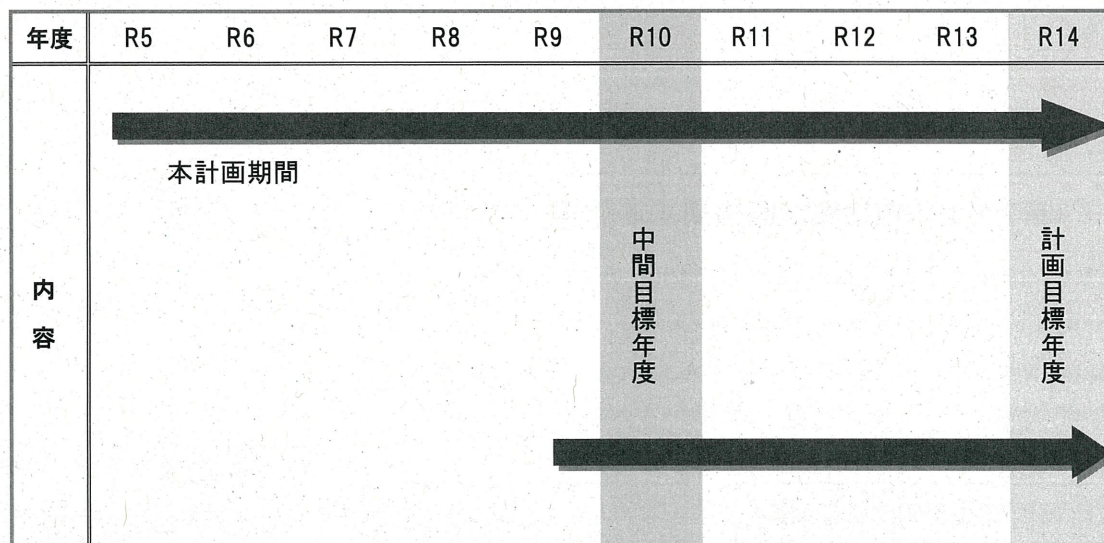


### 3 計画期間

本計画は、令和5年度を初年度、令和14年度を最終の目標年度とする10年間の計画とし、令和10年度を中間目標年度とします。

なお、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じ見直しを行ないます。

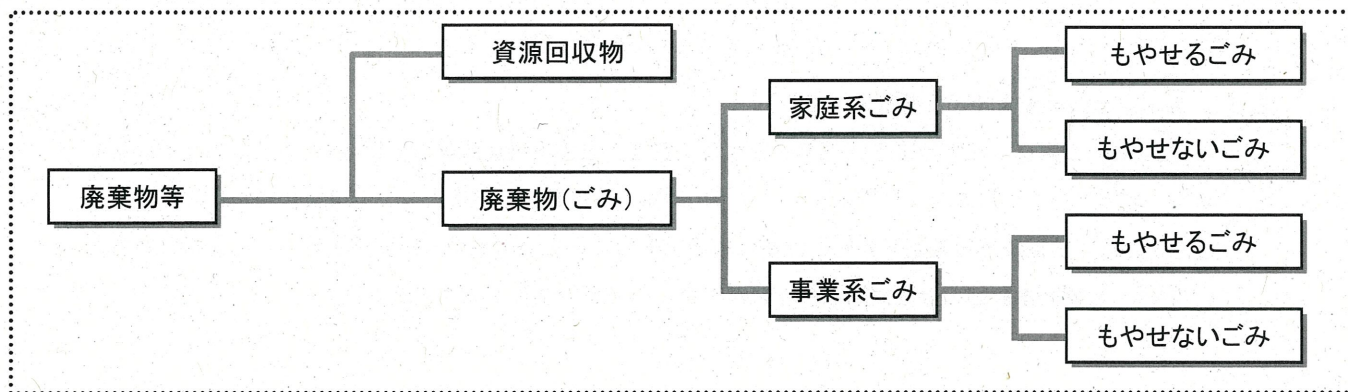
図5 【計画期間】



### 4 計画の対象

本計画の対象は、廃棄物等のうち、ごみ（家庭系および事業系）と資源回収物（集積所での古紙類や廃食油回収等を含む）とします。

図6 【計画の対象】





## 2 上山市の現状と課題

### 1 地域概況

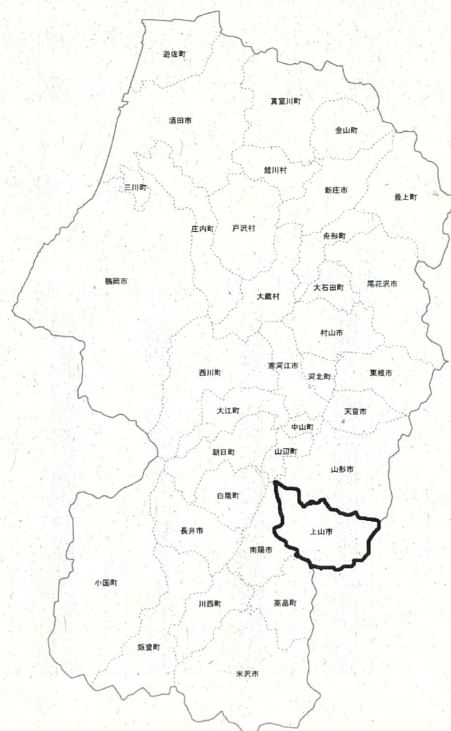
本市は、山形県の内陸部である村山地域の東南部に位置し、山々に囲まれた山形盆地の中にあります。総面積は241.00平方キロメートルであり、県全体の約2.6%に当たります。

また、交通に関しては、東北中央自動車道が通り、山形新幹線とともに、高速交通体系整備の発展と相まって、山形県の中核都市圏の一翼を担っております。

なお、本市は隣接する山形市や山辺町、中山町の二市二町で清掃行政に係る一部事務組合として「山形広域環境事務組合」を構成しています。

本市の位置を図7に示します。

図7 【本市の位置】

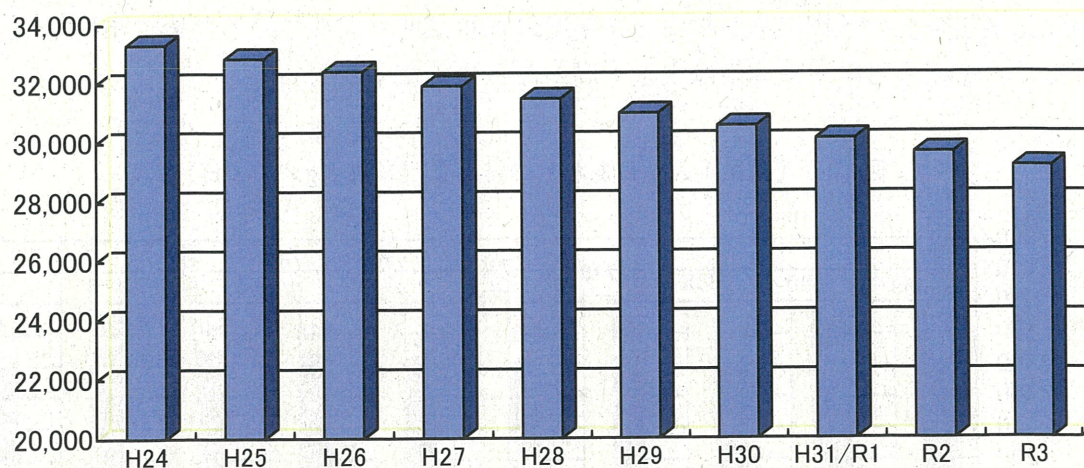


この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図20000（地図画像）を使用したものである。（承諾番号 平19総促、第82号）

### 2 人口動態

本市の人口は図8に示すとおり、少子化等の影響もあり、年々減少している状態となっています。

図8 【本市の人口（単位：人）】



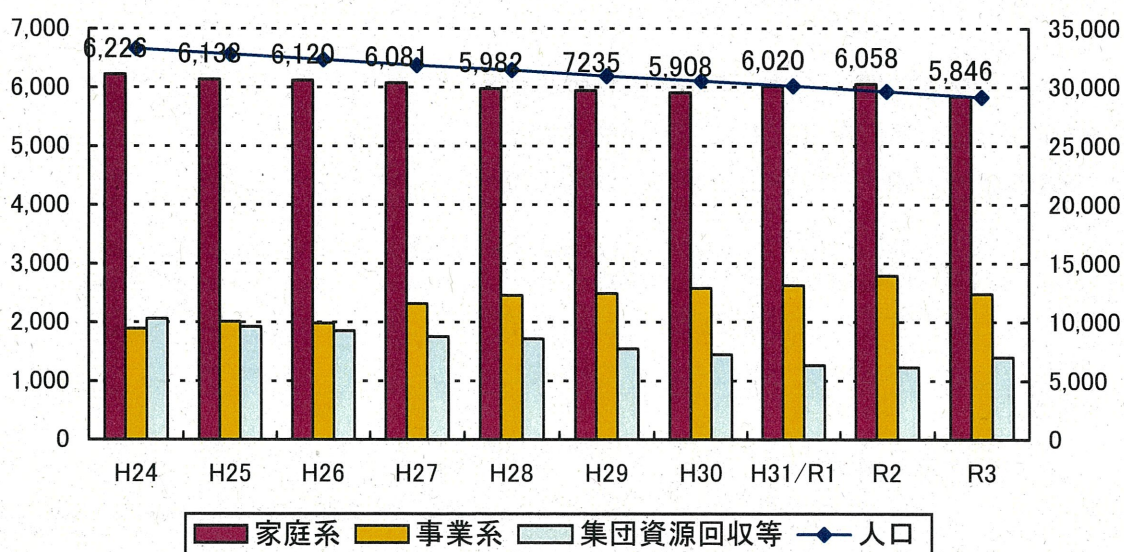


### 3 ごみ排出量

#### (1) 排出量

ごみ排出量は図9に示すとおりです。家庭系ごみは、人口減少に併せて年々減少の傾向にあります。一方、事業系ごみは新たな商業施設が設けられた平成27年度以降特に増えており、また、集団資源回収等は年々減少しており、特に令和元年度、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により大きく減少しております。

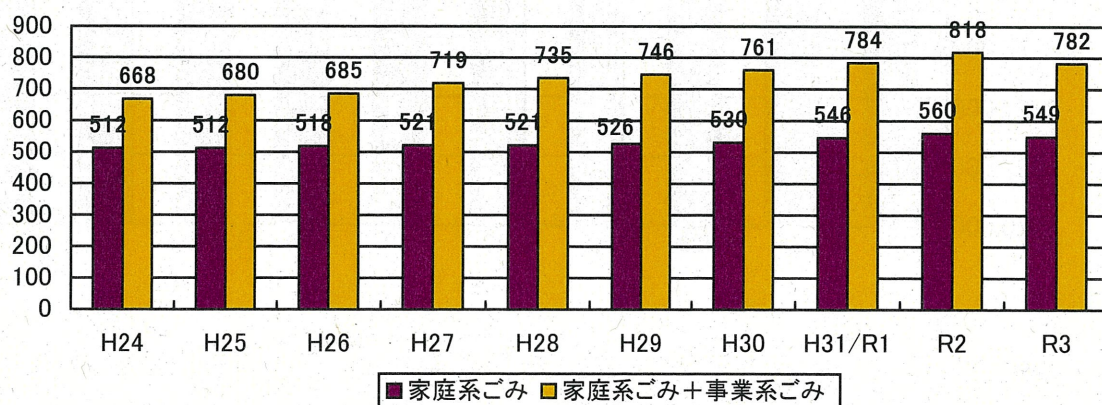
図9 【ごみ排出量（単位：トン（左軸）、人（右軸）】



#### (2) 市民1人1日あたりの排出量

市民1人1日あたりの排出量(発生原単位)は図10に示すとおり、人口が減少している中でも市民1人1日あたりの家庭系ごみは年々増加しています。家庭系ごみ+事業系ごみは、事業系ごみの排出量が平成27年度以降特に増となっているため、市民1人1日あたりの家庭系ごみ+事業系は大きく増となっています。

図10 【市民1人1日あたりの排出量（単位：g/人・日）】





### (3) 将来の排出量

令和3年度の実績及び令和4年度見込みを踏まえて現状のまま推移した場合、本市の将来のごみ排出量予測値は図11に示すとおりです。

家庭系ごみについては、人口減少により減少しておりますが、令和元年度及び令和2年度は新型コロナウイルスの影響もあって増加しましたが、今後は大きく排出量を減少させる要因があまりないことから、人口の減少に比例し減少していくものと思われます。

事業系ごみについては、新たな商業施設が設けられた平成27年度以降特に増えており、今後もほぼ横ばいに推移していくと見込まれます。

集団資源回収等については、集団資源回収が新型コロナウイルスの影響で令和元年度と令和2年度に激減し、令和3年度は増加となり、今後はコロナ禍以前の水準に徐々に戻っていくと思われますが、子供会やPTAが中心に実施しており、少子化等の影響もあって、家庭系ごみと同様、人口減少によって微減していくと予測されます。

図11 【これまでの実績と現状での排出量予測（単位：トン（左軸）、人（右軸））】

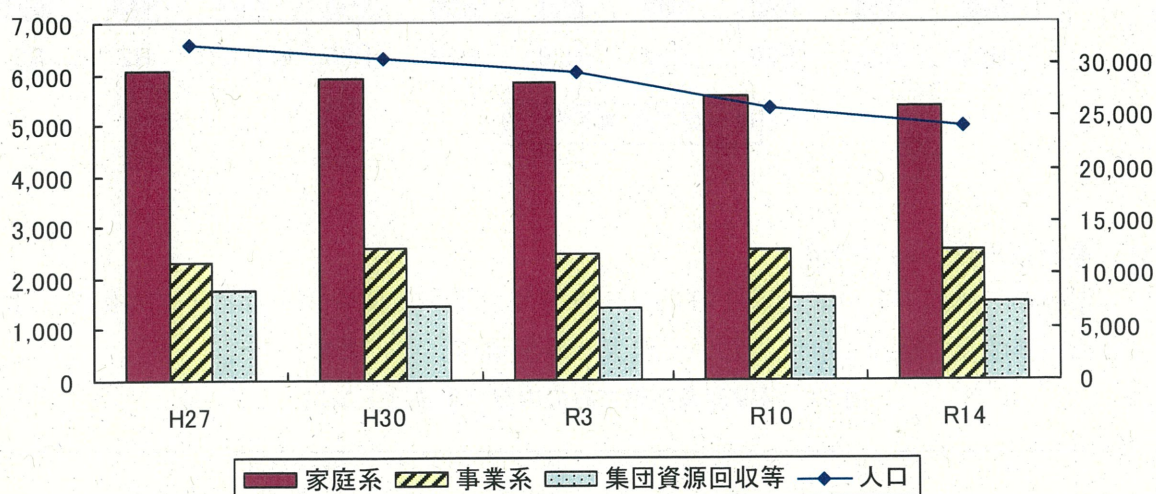


表1 【ごみ量の実績と将来の排出量予測】

|                              |      | 実 績    |        |        | 現状での予測 |        |
|------------------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                              |      | H27    | H30    | R3     | R10    | R14    |
| 人口                           | (人)  | 31,906 | 30,554 | 29,180 | 25,910 | 24,194 |
| 家庭系ごみ                        | (トン) | 6,081  | 5,908  | 5,846  | 5,536  | 5,358  |
| 事業系ごみ                        | (トン) | 2,317  | 2,581  | 2,479  | 2,540  | 2,536  |
| 集団資源回収等                      | (トン) | 1,754  | 1,451  | 1,399  | 1,590  | 1,525  |
| 合計                           | (トン) | 10,152 | 9,940  | 9,724  | 9,667  | 9,420  |
| 市民一人1日あたりの排出量<br>(家庭系ごみ)     | (g)  | 521    | 530    | 549    | 585    | 607    |
| 市民一人1日あたりの排出量<br>(家庭系+事業系ごみ) | (g)  | 719    | 761    | 782    | 854    | 894    |

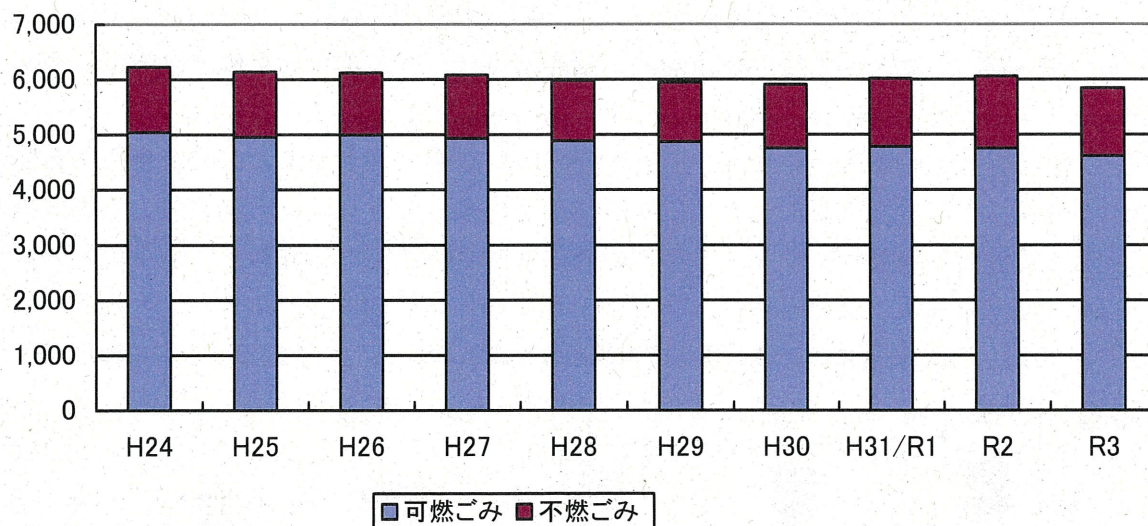


## 4 ごみの内訳

### (1) 家庭系ごみの内訳

令和3年度において、家庭系ごみの内訳は可燃ごみが79%、不燃ごみが21%になっています。

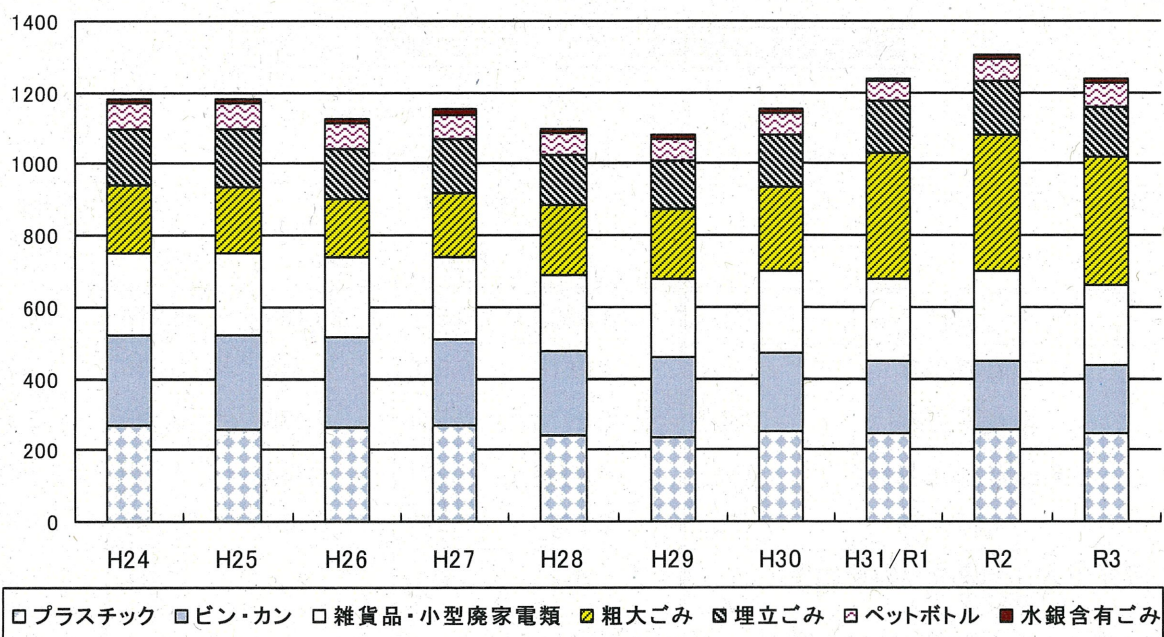
図12 【家庭系ごみの内訳（単位：トン）】



### (2) 家庭系不燃ごみの内訳

家庭系不燃ごみの内訳は図13に示すとおりです。新型コロナウイルスの影響により令和元年度及び令和2年度において粗大ごみが増加しています。

図13 【家庭系不燃ごみの内訳（単位：トン）】

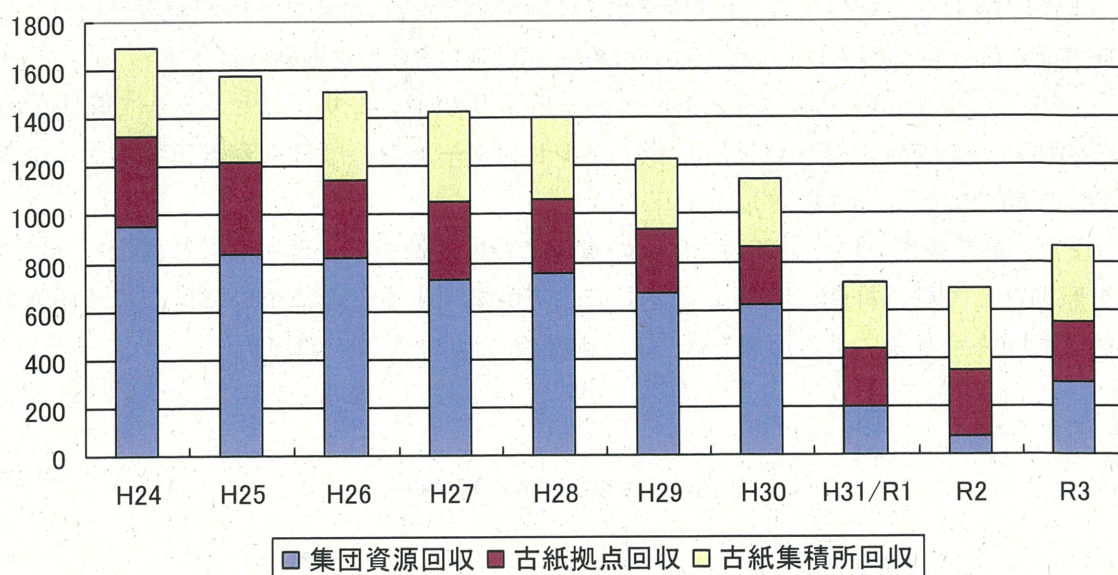




### (3) 資源回収等の内訳

集団資源回収は新型コロナウイルスの影響で令和元年度と令和2年度に激減し、令和3年度は増加となり、今後はコロナ禍以前の水準に徐々に戻っていくと思われますが、子供会やPTAが中心に実施しており、少子化等の影響もあり、人口減少によって微減していくと予測されます。また、古紙は年々減少しており、商業施設での回収へ流れていると思われます。

図 14 【資源回収等の内訳と推移（単位：トン）】





## 5 現状のごみ処理システム

### (1) 処理フロー

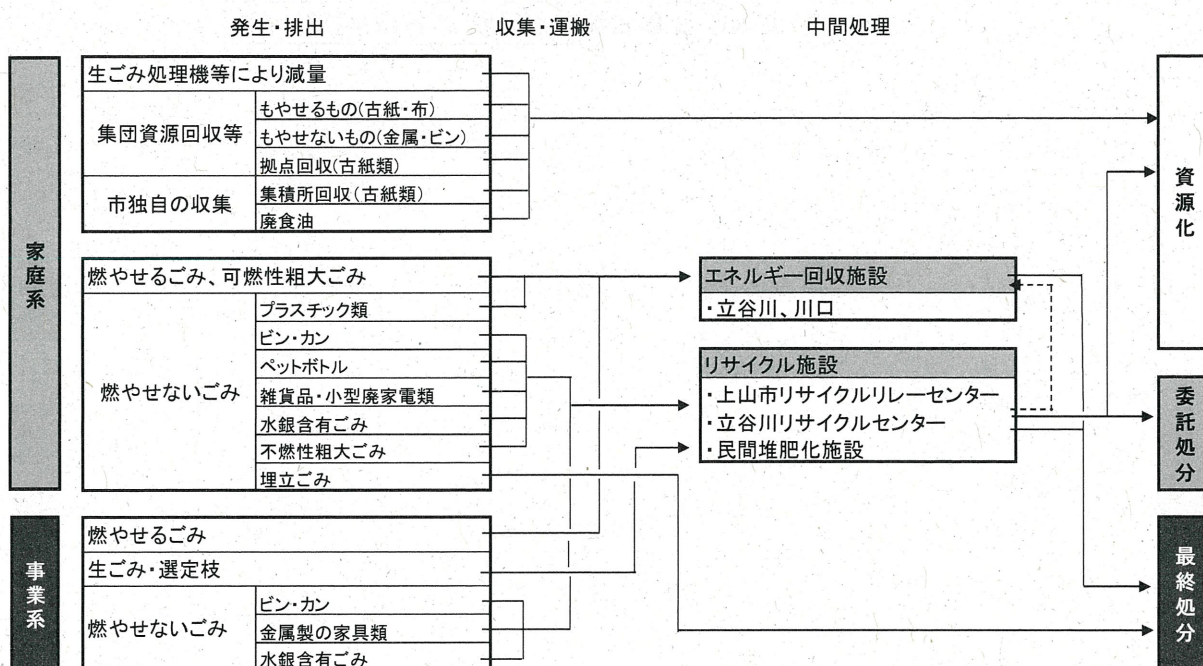
本市のごみ処理の流れは図15に示すとおりです。ごみの種類は、家庭から排出される家庭系ごみと、商店、旅館等の事業所から排出される事業系ごみに大きく分けられます。家庭系ごみは、各家庭での生ごみ処理機や集団資源回収等により減量化や資源化されるものと市が収集するものに大別されます。

市が収集するごみのうち、もやせるごみについては、エネルギー回収施設（川口）で焼却処理され、焼却残渣については山形市の最終処分場で埋立処分されます。

一方、もやせないごみのうち缶については、リサイクルリレーセンターで資源化し、その他については中継し立谷川リサイクルセンターあるいは日本容器包装リサイクル協会、民間最終処分場に搬送します。

また、事業系ごみについては、自らの責任において適正に処理しなければならないことを原則として排出抑制に努めるとともに、市が処理するものについては、自己搬入あるいは民間許可業者による運搬を経て市の施設等で受け入れています。

図15 【本市のごみ処理フロー】





## (2) 中間処理・最終処分の施設

本市と関わる中間処理・最終処分の施設は、表2、表3に示すとおりです。

表2 【中間処理施設】

|                            |                                        |
|----------------------------|----------------------------------------|
| ごみ焼却施設<br>(山形広域環境事務組合の施設)  | エネルギー回収施設(立谷川)                         |
|                            | ・施設規模：流動床式ガス化溶解炉 150トン/日(75トン/日×2炉)    |
|                            | ・発電量：3,100kw                           |
|                            | ・竣工：平成29年10月                           |
| リサイクル施設<br>(山形広域環境事務組合の施設) | エネルギー回収施設(川口)                          |
|                            | ・施設規模：流動床式ガス化溶解炉 150トン/日(75トン/日×2炉)    |
|                            | ・発電量：3,220kw                           |
|                            | ・竣工：平成30年12月                           |
| リサイクル施設<br>(山形広域環境事務組合の施設) | 立谷川リサイクルセンター                           |
|                            | ・規模：130トン/日(破碎処理(100トン/日)+手選別(30トン/日)) |
|                            | ・方式 破碎処理：5種選別(鉄、アルミ、不燃物、可燃物、プラスチック類)   |
|                            | 手選別：3種選別(鉄、アルミ、カレット)                   |
| 資源化・中継施設<br>(上山市の施設)       | 立谷川リサイクルセンター                           |
|                            | ・施設：カンの選別圧縮(3.36トン/日)、積替え保管施設          |
|                            | ・竣工：平成7年4月                             |
|                            | ・竣工：平成7年4月                             |
| 高速堆肥化施設<br>(民間の施設)         | 丹野エコプラザ                                |
|                            | ・規模：15.6トン/日                           |
|                            | ・竣工：平成13年9月                            |
|                            | ・竣工：平成13年9月                            |

※ この他廃食油のBDF化をしている民間施設があります。

表3 【最終処分施設】

|       |                                |
|-------|--------------------------------|
| 最終処分場 | 上野最終処分場                        |
|       | エネルギー回収施設(立谷川・川口)から発生する焼却残渣の処分 |
|       | 民間の最終処分場                       |
|       | 埋立ごみの処分委託先                     |



## 6 ごみ処理財政

1年間にごみを処理するためにかかる処理経費は、令和3年度において3億6,576万円であり、これは本市の一般会計の約2%を占めています。

また、この金額は年間で市民1人あたり12,535円、1世帯あたり32,535円の費用に相当します。

図16 【令和3年度のごみ処理費内訳】

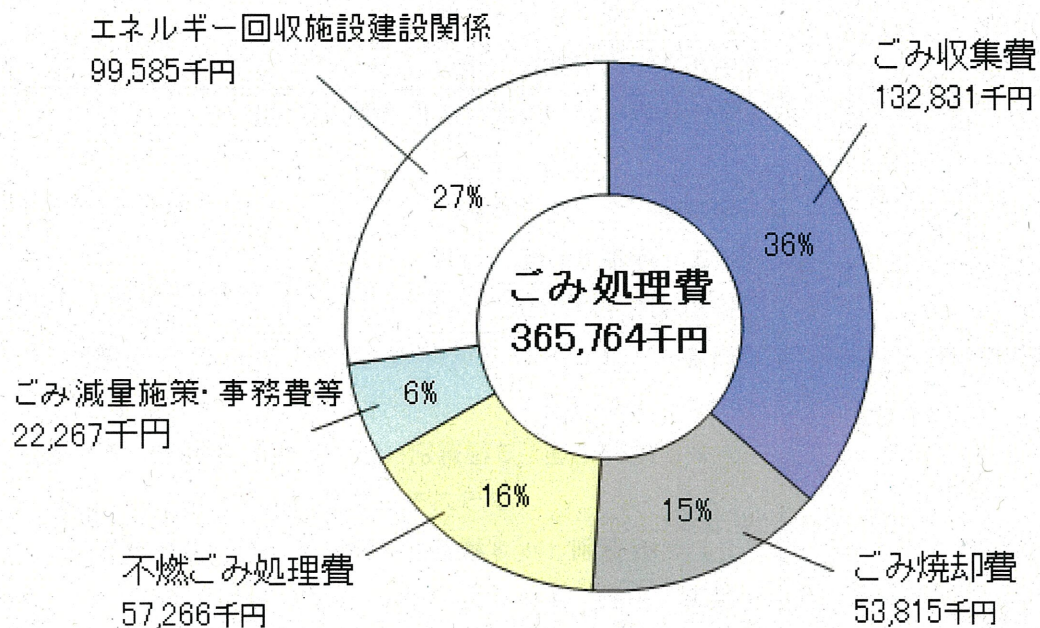


表4 【廃棄物の処理原価(令和3年度)】

| 区 分      | 処理原価       |
|----------|------------|
| ごみ1トンあたり | 43,936円/トン |
| 市民1人あたり  | 12,535円/人  |
| 1世帯あたり   | 32,535円/世帯 |



## 7 本市の抱える課題

### (1) 発生・排出抑制

本市の1人1日あたりのごみの排出量は、令和3年度現在で家庭系ごみが549g、家庭系ごみ・事業系ごみ合計が782gであり、家庭系ごみは県内の平均よりやや多く、家庭系ごみ・事業系ごみ合計は少ない状況<sup>注5</sup>であります。また、資源化率においては22.5%と県内平均<sup>注6</sup>を上回っております。

しかし、ごみの発生は消費動向に左右される一面があり、社会的課題である循環型社会を築いていくためには、いっそう3R<sup>注7</sup>を浸透させ、ごみの発生、排出抑制に向けて、市民、事業者、行政がともに取組んでいく必要があります。

このため、啓発活動の充実や更なるごみ減量施策の展開とともに、ごみの有料化を継続し、経済的インセンティブ（ごみ有料化）を利用したごみの減量や生ごみの堆肥化、古紙類の再資源化を図る等、ごみを出さないライフスタイルへの行動変容が必要です。

注5 県内平均（令和2年度）家庭系ごみ：547g、家庭系ごみ＋事業系ごみ合計：901g

注6 資源化率 県内平均（令和2年度）18.7%

注7 3R 発生抑制（リデュース） 再使用（リユース） 再生利用（リサイクル）

### (2) 循環資源の有効利用

ごみを資源として再利用することは、焼却量や埋立量を軽減できるばかりでなく、地球環境にもやさしい効果があります。

再資源化できる古紙類の一部がもやせるごみとして排出され、焼却されていることから、古紙類の分別を普段の生活の中でいかに徹底し、集団資源回収や雑紙の分別回収等を推進していくことが重要となっています。

また、エネルギー回収施設（立谷川・川口）の稼働にあたっては、焼却残渣を資源として再利用することを徹底するほか、焼却施設からの熱利用を図る等、資源とエネルギーの循環システムの促進を図り、環境負荷とコストの更なる削減を目指していく必要があります。

### (3) 適正処理の推進

美しい街並みや3Rを意識した循環型社会を構築していくためには、集積所での違反ごみや不法投棄など、身近な暮らしの中のごみ問題が多く、最も身近な日常の生活環境を快適に整備することが重要となっています。

そのため、集積所の適正な維持管理や効果的な不法投棄防止対策を推進するとともに、ごみの分け方・出し方や収集頻度等についても、わかりやすさや利便性、経済性の視点を踏まえ、適宜見直しと検討を進めていく必要があります。



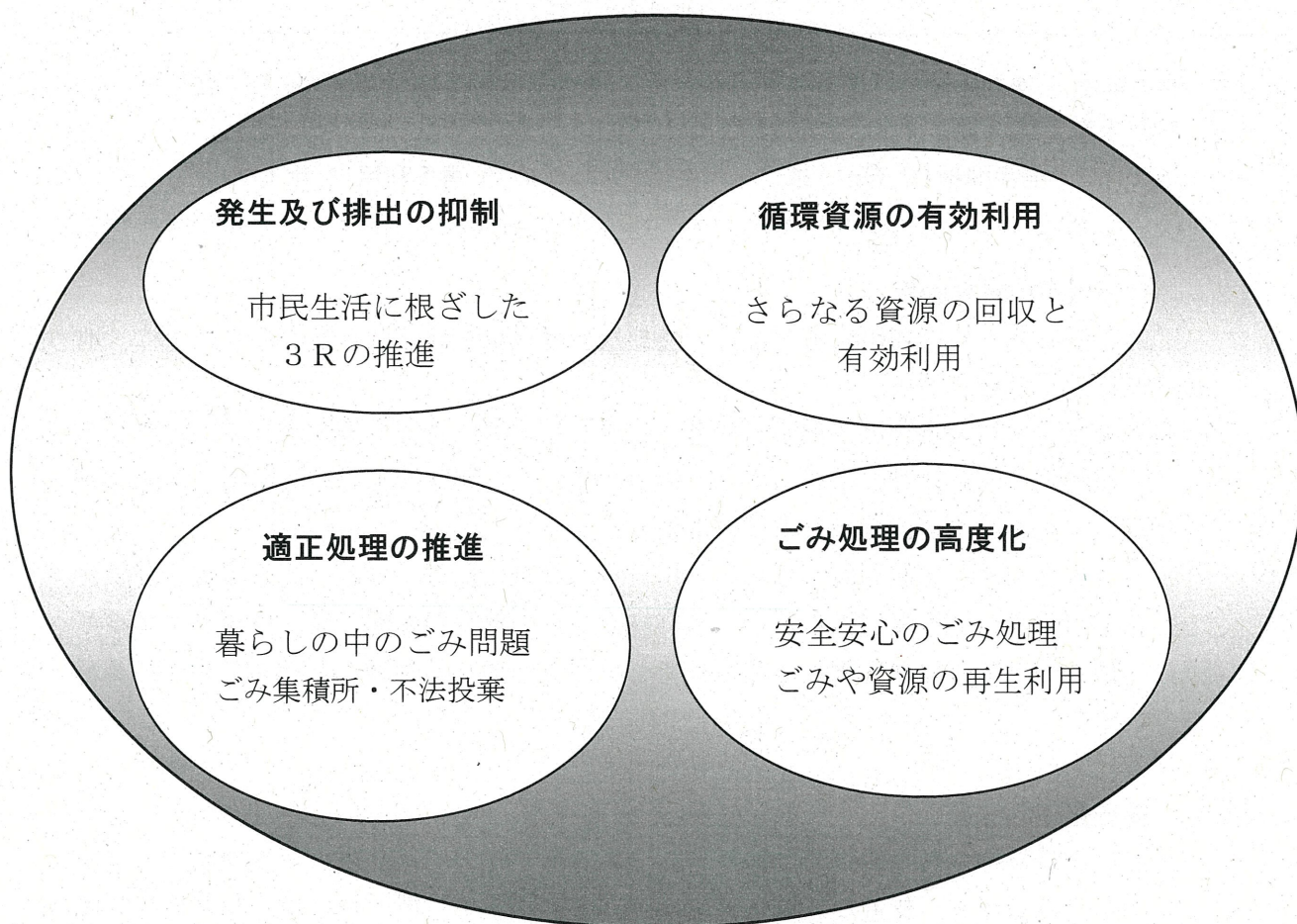
#### (4) ごみ処理の高度化

本市で発生するごみは、もやせるごみが8割以上を占めており、現在、エネルギー回収施設（立谷川・川口）において処理されています。

エネルギー回収施設（立谷川・川口）では、今後も安全・安心な処理システムを継続し、ごみや資源の再生利用（マテリアルリサイクル）や熱回収（サーマルリサイクル）を進めて行く必要があります。

このような本市の課題を踏まえ、循環型社会の実現に向けた施策の展開が求められています。

### 本市の抱える課題



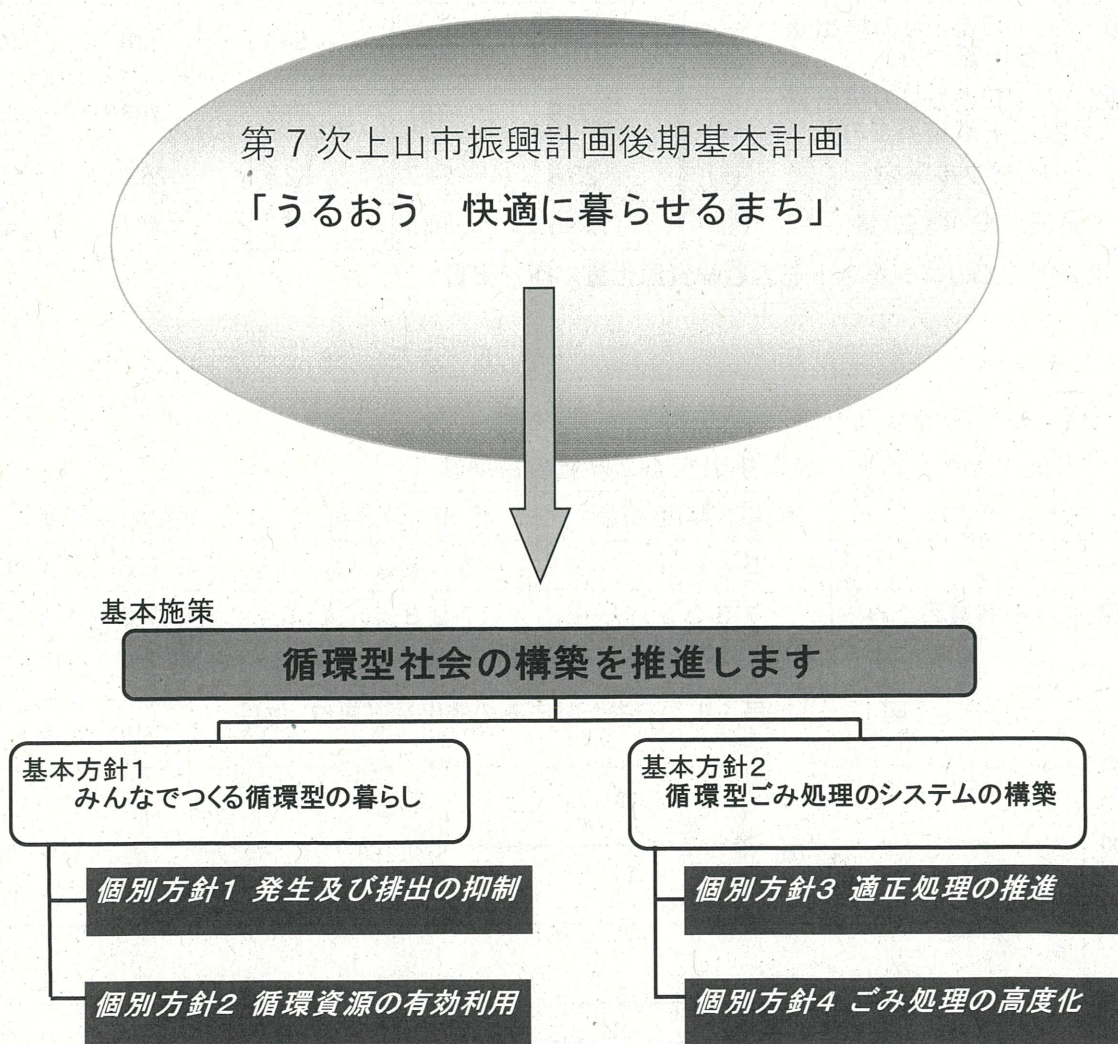


### 3 上山市の将来のあるべき姿

#### 1 基本施策及び基本方針

「上山市第7次振興計画後期基本計画」に定められている「うるおう 快適に暮らせるまち」を目指すための基本施策「**循環型社会の構築を推進します**」を柱とし、ごみの適正かつ安全・安心な処理を図るとともにごみの減量とリデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再利用）、リサイクル（Recycle 再資源化）の3Rを推進します。

また、「**みんなでつくる循環型の暮らし**」と「**循環型ごみ処理システムの構築**」の2つを基本方針とし、2つの基本方針それぞれに個別方針を掲げ、それに基づいた施策・計画を実現していきます。





## 2 数値目標

本計画の掲げる数値目標は表5に示すとおりです。

表5 【実績と数値目標】

|                              |      | 実 績    |        |        | 目 標    |        |
|------------------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                              |      | H27    | H30    | R3     | R10    | R14    |
| 人口                           | (人)  | 31,906 | 30,554 | 29,180 | 25,910 | 24,194 |
| 家庭系ごみ                        | (トン) | 6,081  | 5,908  | 5,846  | 5,091  | 4,659  |
| 事業系ごみ                        | (トン) | 2,317  | 2,581  | 2,479  | 2,459  | 2,403  |
| 集団資源回収等                      | (トン) | 1,754  | 1,451  | 1,399  | 1,590  | 1,525  |
| 合計                           | (トン) | 10,152 | 9,940  | 9,724  | 9,140  | 8,588  |
| 市民一人1日あたりの排出量<br>(家庭系ごみ)     | (g)  | 521    | 530    | 549    | 538    | 528    |
| 市民一人1日あたりの排出量<br>(家庭系+事業系ごみ) | (g)  | 719    | 761    | 782    | 798    | 800    |
| リサイクル率※                      | (%)  | 23.8   | 21.7   | 22.5   | 25.0   | 25.3   |
| 最終処分(埋立)量                    | (トン) | 1,295  | 968    | 503    | 451    | 420    |

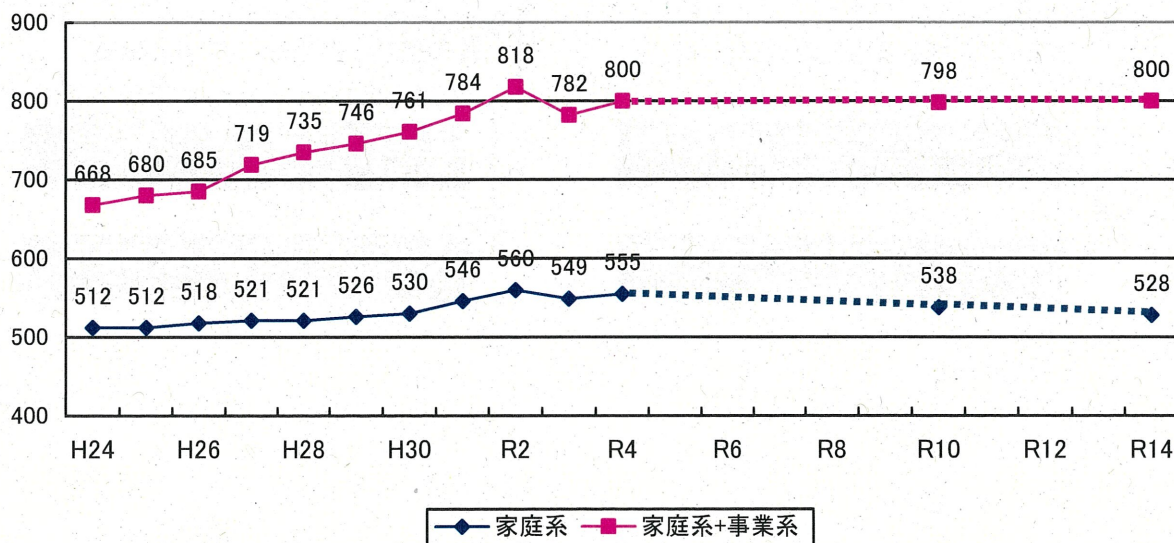
※ 民間施設でのコンポストを含む総資源化量／総排出量

### ① リデュース・リユース（発生抑制・再利用）

■ 市民1人が1日あたりに排出するごみ量の目標値

|             | 令和3年度(実績) | 令和10年度    | 令和14年度    |
|-------------|-----------|-----------|-----------|
| 家庭系ごみ       | 549 g／人・日 | 538 g／人・日 | 528 g／人・日 |
| 家庭系ごみ+事業系ごみ | 782 g／人・日 | 798 g／人・日 | 800 g／人・日 |

図17 【市民1人1日あたりごみの排出量（単位：g）】

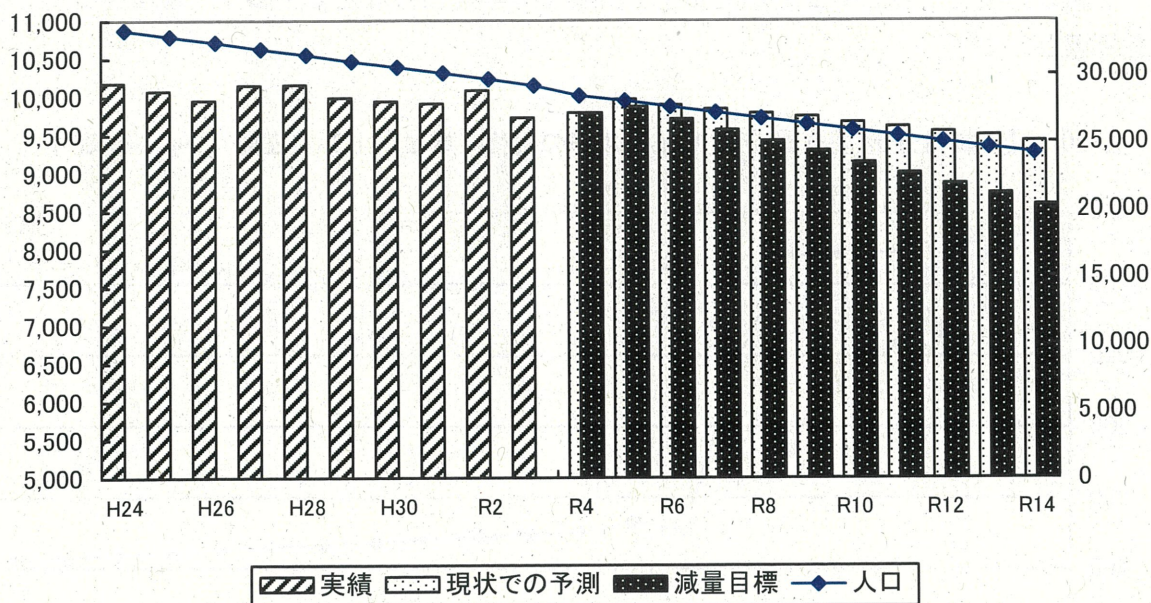




## ■ ごみの総排出量

家庭系ごみと事業系ごみ、集団資源回収等のごみの総排出量を、令和10年度までには9,140トン以下に、令和14年度までには8,588トン以下に削減することを目標とします。

図18 【ごみの総排出量（単位：トン（左軸）、人（右軸）】

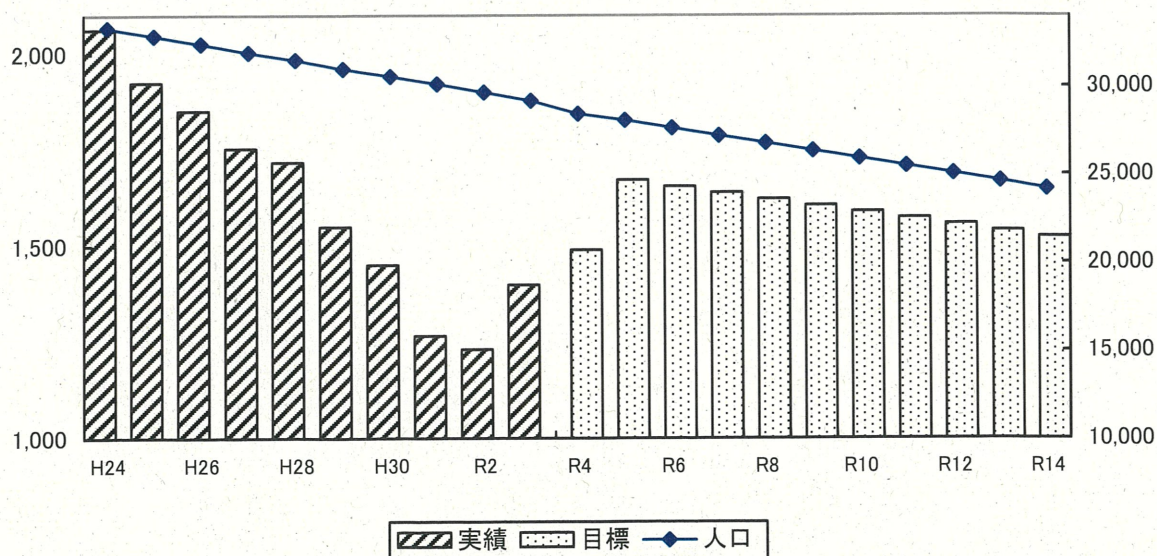


## ② リサイクル（再資源化）

### ■ 集団資源回収等

集団資源回収、拠点回収、行政回収の啓発の徹底、事業者における生ごみや選定枝のリサイクルの指導強化を進めることによって、令和14年度の回収量の目標を1,525トン以上とします。

図19 【集団資源回収等の量（単位：トン（左軸）、人（右軸）】





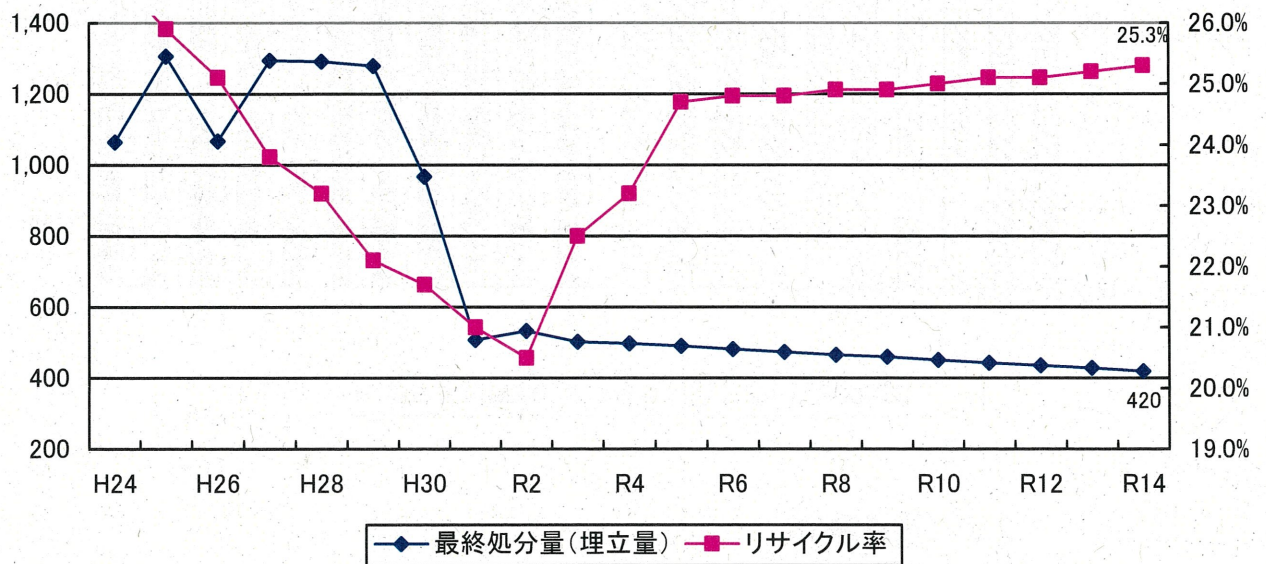
## ■ リサイクル率

令和3年度の22.5%から、令和14年度には25.3%以上となることを目標とします。

## ③ 最終処分

令和3年度で503トンの埋立量を、令和14年度には420トンまで減少させることを目標とします。

図20 【最終処分量(埋立量)とリサイクル率の推移（単位：トン（左軸）、%（右軸）】



※ 平成29年度、平成30年度にエネルギー回収施設（立谷川・川口）が稼働し、それまでは取り出しがでかずに最終処分（埋立）していたスラグ等の再資源化が可能となり、最終処分（埋立）量が大きく減少している。



基本方針である「みんなでつくる循環型の暮らし」に向けた個別方針として、「発生及び排出の抑制」、「循環資源の有効利用」の2つを掲げ、それぞれの達成に向けた個別施策を実施していきます。

#### 基本方針 1

#### みんなでつくる循環型の暮らし

##### 個別方針 1 発生及び排出の抑制

##### 個別方針 2 循環資源の有効利用

### 1 【個別方針 1】 発生及び排出の抑制

ごみの減量は環境への負荷を低減させるとともに財政面で負担の軽減につながります。ごみ処理経費は市の財政を圧迫（一般会計の約2%）しており、発生抑制及び排出抑制に向けて、市民、事業者、行政がともに取組み、焼却量の削減を実現していくことが重要です。

#### ■ 施策メニュー

- 家庭系ごみの発生及び排出の抑制
- 事業系ごみの排出の抑制
- 環境教育及び啓発活動の充実

#### （1） 家庭系ごみの発生及び排出の抑制

- ◆ 「もの」の生産や消費によって発生する「ごみ」の減量には、社会経済の仕組みの中で減量へ導く施策の導入が重要であり、経済的インセンティブ（動機付け）により、市民一人ひとりがごみを出さないライフスタイルへ転換を促す必要があります。

本市では、山形広域環境事務組合を構成する山形市、山辺町、中山町とともに平成22年7月から家庭系ごみの有料化を実施しており、ごみの排出抑制を図るため、今後も有料化を継続していきます。

- ◆ ごみカレンダーや市報への掲載、全戸配布のチラシ、ごみに関するわかりやすいパンフレット等を作成してごみの発生量やそれにかかる経費等を市民に広く周知し、ごみの正しい分別やごみ減量化に対する意識付けを行い、ごみの排出抑制を行います。



- ◆ 再資源化ができる古紙類の一部が依然としてもやせるごみとして排出されており、雑紙袋を全戸配布して古紙類の再資源化を促進し、もやせるごみの減量を図ります。
- ◆ 日常生活の中で無理なく実践できる生ごみの水切り徹底やマイバック、マイボトル、マイはしの利用等の取り組みについて、HPや市報、出前講座等で周知徹底を図ります。
- ◆ 家庭から出される布類は、ごみ集積所での回収や集団資源回収でも出すことができますが、衣類を透明な袋に入れて家の近くのごみ集積所に出すのは恥ずかしいと感じたり、また集団資源回収は年に数回しかなく、布類を保管しておくのがわずらわしいため、もやせるごみとして排出される場合があります、布類がよりリサイクルできる仕組みづくりを検討します。

## **(2) 事業系ごみの排出の抑制**

- ◆ 事業者に対し、事業者自らの責任で適正に処理しなければならないことを周知するとともに、法令を遵守した適正処理に向けて、指導の徹底を図っていきます。
- ◆ ごみ減量・リサイクルの手引きを作成し、周知を図っていきます。
- ◆ 食品リサイクル法の登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）認定制度において、食品廃棄物の収集運搬に関する一部の業許可が不要となる特例措置が設けられていることを事業者へ周知し、もやせるごみとして処分されている食品廃棄物を登録再生利用事業者の堆肥化施設で堆肥化することを促進します。
- ◆ 事業系一般廃棄物の新聞、雑誌、段ボール、雑紙、紙パック等の古紙は、リサイクルリレーセンター奥の古紙置場に無料で搬入できることの周知を図ります。

## **(3) 環境教育及び啓発活動の充実**

- ◆ 市民や事業者からのごみ減量や3Rに関する取り組み等の情報を、広報紙やHP掲載により市民と共有し、取り組みの周知と実践の推進を図っていきます。
- ◆ 学校、地域、各種団体等を対象とした出前講座の開催、ごみの減量化をテーマにした「環境展」の実施、エネルギー回収施設（川口）等の施設見学会の開催等、廃棄物処理への理解を深めてもらうための啓発活動を積極的に取り組んでいきます。



## 2 【個別方針2】循環資源の有効利用

市民生活に根ざした再生利用（リサイクル）の取り組みを推進していきます。

そのために、市は排出者（市民・事業者）に向けた的確な情報発信と仕組みづくりを積極的に展開していきます。

### ■ 対策メニュー

- 資源ごみの分別収集の徹底
- 古紙類の拠点回収
- 市民主体による資源回収等への支援
- 生ごみリサイクル等への支援
- 廃家電品の資源化
- 多様なリサイクルルートの確保

#### （１） 資源ごみの分別収集の徹底

- ◆ ビン・カンについてはコンテナ収集を行い、全量を資源化します。
- ◆ 古紙類の収集を行い、全量を資源化します。また、「雑紙袋」を作成し、全戸配布を行い、古紙類の回収率向上を図ります。
- ◆ 廃食油の収集を行い、全量をBDFとして（バイオディーゼル燃料）として資源化します。

#### （２） 古紙類の拠点回収

- ◆ 集団資源回収とごみ集積所での古紙類回収を補完するため、リサイクルリレーセンターに古紙置場を常設し、古紙類の回収を行います。

#### （３） 市民主体による資源回収等への支援

- ◆ 集団資源回収を実施した団体に対し、奨励金を交付します。

#### （４） 生ごみリサイクル等への支援

- ◆ 食品残渣などが主体の生ごみは、本来、焼却によらず、土に還すことが環境的に最も望ましいことから、堆肥化を推進します。
- ◆ 家庭での生ごみ処理機を普及させるため、市衛生組合連合会と連携し、生ごみ処理機購入の補助を行います。
- ◆ 事業所へ食品廃棄物の堆肥化施設への搬入を促し、事業系生ごみのコンポスト等を推進します。

#### （５） 廃家電品の資源化

- ◆ 平成22年から行っているリサイクルリレーセンターでのピックアップ回収の他に、平成30年4月から行っている窓口回収を継続し、鉄、アルミ、レアメタル等の有用金属の再資源化と廃棄物減量を図っていきます。また、ドライブスルーによる回収も実施し、市民のリサイクルルートを確保します。



(6) 多様なリサイクルルートの確保

- ◆ 商業施設等で行っている食品トレーや古紙類等の店頭回収について、市民へ周知し、普及促進を図ります。



## 5 【基本方針2】 循環型ごみ処理システムの構築

～3Rの基盤となる処理システム～

### 基本方針2

#### 循環型ごみ処理システムの構築

#### 個別方針3 適正処理の推進

#### 個別方針4 ごみ処理の高度化

### 1 【個別方針3】 適正処理の推進

快適な生活環境の保持には、適正なごみを排出、収集、処理することが不可欠であることから、地域と一体となって取り組みます。

#### ■ 対策メニュー

- 快適な生活環境の確保
- 不法投棄防止対策

#### （1） 快適な生活環境の確保

- ◆ 地域の環境に適したごみ集積棚の設置や市民の自主的な維持管理に対し、市衛生組合連合会と連携し、地区のごみ集積棚の設置及び維持管理に補助を行い、また地区やボランティア団体が行った清掃や環境美化活動に支援を行います。また、献身的に努力されている個人・団体に対し表彰を行います。
- ◆ ごみ出しルールを徹底するため、広報紙やチラシ、HP等を活用して市民に対するPRや意識啓発を行います。

#### （2） 不法投棄防止対策

- ◆ 市衛生組合連合会と連携し、不法投棄が再発または起こりやすい場所に看板の設置を行う等、ポイ捨てや不法投棄防止対策を地域と一体になって推進します。
- ◆ 不法投棄物の回収や看板設置等を行う不法投棄パトロール事業を推進します。



## 2 【個別方針4】ごみ処理の高度化

上山市の実情に適したごみの処理（収集運搬、中間処理、処分）を推進します。

### 〔個別計画1〕 収集・運搬計画

#### （1） 収集・運搬に関する目標

生活圏から発生するごみを迅速かつ衛生的に処理するため、収集運搬の効率化を図り、市民サービスの向上に努めます。

#### （2） 収集区域の範囲

行政区域の全域を収集対象区域とします。

#### （3） 収集・運搬方法

##### ア 排出方法

##### （ア） ごみの区分

エネルギー回収施設（立谷川・川口）が稼働したことにより、焼却が可能となったため、令和5年10月より1m未満の指定袋に入る木製品やゴム・革製品等について、①ズック靴や長靴、バッグ類、ゴムマット等は雑貨品・小型廃家電類からもやせるごみに、②キャッシュカードやクレジットカード、ビニール合羽等は雑貨品・小型廃家電類からプラスチック類に、③1m以上のバッグ類や旅行用バッグは不燃性粗大ごみから可燃性粗大ごみに変更します。

また、ビデオテープやカセットテープ、レコード盤は埋立ごみからプラスチック類に変更しますが、ビデオテープやカセットテープの1袋あたりの本数の上限は3本とします。（表6）

##### （イ） 排出容器

ごみの区分ごとに排出容器（袋）を指定しています。

また、ビン・カンについては全量を資源化するためにプラスチック箱（コンテナ）を集積所に配置し、色別等に分別して出すものとします。

##### （ウ） 排出時間

排出時間は、収集日の朝8時までとします。

##### （エ） 市民への啓発

上記の排出方法については、ごみカレンダー、チラシ、市報、HP等によって市民への周知、啓発を行います。

特に地区衛生組合との連携を図り、ごみの分別の徹底について市民の理解と協力を得ていくものとします。



表8 【ごみの区分】

| 区 分             | 内 容                                                                                                                                                                       |
|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| もやせるごみ          | 厨芥類(生ごみ類)、紙くず類、木くず類、布くず類、食品系プラ<br>※1m未満の指定袋に入る雨具(カッパ)、うきわ、革靴、ズック靴、長靴、バ<br>ッグ類(金属がないもの)、ゴム製品、マット、じゅうたん、ボール等                                                                |
| プラスチック類         | CD、発砲スチロール、バケツ、プラスチック容器、ポリタンク、シャンプー・洗<br>剤の容器<br>※1m未満の指定袋に入るビニール合羽、キャッシュカードやクレジットカード<br>ド等<br>ビデオテープやカセットテープ(1袋あたり上限3本以内)、レコード盤                                          |
| ビン・カン<br>(資源物)  | 食品のビン、化粧品ビン、空き缶                                                                                                                                                           |
| ペットボトル<br>(資源物) | 清涼飲料水、しょうゆ、食酢、酒類のペットボトル                                                                                                                                                   |
| 雑貨品・小型廃家<br>電類  | 小型の廃家電類、小型の家具類、傘、玩具類、※1m未満の指定袋に入らないも<br>のや金属があるかばん、鍋、やかん、ポット、アイロン、ラジオ、カセットデッキ、<br>照明器具、三輪車、掃除機、空き缶以外の金属類、金属のフタ、ハンガー等                                                      |
| 水銀含有ごみ          | 乾電池、ニカド電池、ボタン電池、水銀体温計、蛍光灯、鏡、リチウムイオン電池、<br>充電式電池内蔵電子機器等                                                                                                                    |
| 埋立ごみ            | せとくず、ガラスくず、灰、レンガくず等                                                                                                                                                       |
| 粗大ごみ            | 木製のたんす、食卓用テーブル、応接用テーブル、学習机、本棚、下駄箱、食器棚、<br>サイドボード、ベッド枠、脚立、鏡台、畳、オルガン、電気乾燥機、ミシン(足踏<br>み式)、自転車、スプリング入りのマット、布団<br>※品目指定と大きさ指定とし、大きさ指定は1メートル以上のものとする。<br>※1m以上のバッグ類や旅行用バッグは粗大ごみ |
| 古紙類(資源物)        | ダンボール、雑誌類、新聞紙、紙パック、雑紙、布類                                                                                                                                                  |
| 廃食油(資源物)        | 廃食油                                                                                                                                                                       |

※   : 現在との変更点

## イ 収集・運搬方法

## (ア) 収集・運搬の実施主体

ごみの収集・運搬は、上山市が実施します。

## (イ) 収集・運搬方式及び機材

収集・運搬方式及び機材は、ごみの分別に対応したものとして、当面、上山市の地域性を踏まえて、現行のとおりとします。

## (ウ) 収集方法

現在のステーション方式を継続するものとします。また、世帯数の増加に伴うス



テーションの適正配置、整備については地域の実態を踏まえて検討していきます。

(エ) 収集頻度

現在のごみの収集頻度は、表7に示すとおりですが、将来のごみ量の増加や分別区分の変更等に応じて適宜検討していくこととします。

表7 【収集ごみの収集頻度 (令和3年度現在)】

| 区 分        | 収集頻度 | 区 分    | 収集頻度 |
|------------|------|--------|------|
| もやせるごみ     | 2回／週 | 水銀含有ごみ | 1回／月 |
| ビン・カン      | 2回／月 | 古紙類    | 2回／月 |
| ペットボトル     | 1回／月 | 廃食油    | 2回／週 |
| 雑貨品・小型廃家電類 | 2回／月 | 埋立ごみ   | 1回／月 |
| プラスチック類    | 2回／月 | 粗大ごみ   | 1回／月 |

※ 一部、特定の地域では冬期間の収集頻度が異なる。

(4) 直接搬入

本市の直接搬入は、市内の個人事業所等からの一般持込と許可業者による持込とします。

(5) 今後の収集運搬ごみ量

表8 【収集運搬ごみ量(単位：トン)】

|             | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R9    | R10   | R11   | R12   | R13   | R14   |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| もやせるごみ      | 4,558 | 4,488 | 4,385 | 4,296 | 4,207 | 4,130 | 4,031 | 3,945 | 3,859 | 3,784 | 3,690 |
| もやせるごみ      | 4,558 | 4,488 | 4,385 | 4,296 | 4,207 | 4,130 | 4,031 | 3,945 | 3,859 | 3,784 | 3,690 |
| もやせないごみ     | 1,198 | 1,180 | 1,153 | 1,129 | 1,106 | 1,085 | 1,060 | 1,037 | 1,014 | 995   | 970   |
| ビン・カン       | 186   | 183   | 179   | 175   | 172   | 169   | 165   | 161   | 157   | 154   | 151   |
| ペットボトル      | 68    | 67    | 65    | 64    | 63    | 62    | 60    | 59    | 58    | 56    | 55    |
| プラスチック類     | 205   | 202   | 197   | 193   | 189   | 186   | 181   | 177   | 174   | 170   | 166   |
| 雑貨品・小型廃家電類  | 211   | 208   | 203   | 199   | 195   | 191   | 187   | 183   | 179   | 175   | 171   |
| 水銀含有ごみ      | 10    | 10    | 10    | 9     | 9     | 9     | 9     | 9     | 8     | 8     | 8     |
| 粗大ごみ        | 378   | 372   | 364   | 356   | 349   | 343   | 334   | 327   | 320   | 314   | 306   |
| 埋立ごみ        | 140   | 138   | 135   | 132   | 129   | 127   | 124   | 121   | 119   | 116   | 113   |
| その他         | 300   | 296   | 292   | 287   | 283   | 278   | 274   | 269   | 265   | 260   | 255   |
| 廃食油(集積所回収分) | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| 古紙類(集積所回収分) | 299   | 295   | 291   | 286   | 282   | 277   | 273   | 268   | 264   | 259   | 254   |
| 合 計         | 6,056 | 5,964 | 5,830 | 5,712 | 5,596 | 5,493 | 5,365 | 5,251 | 5,138 | 5,039 | 4,915 |



## 〔個別計画2〕 リサイクルリレーセンターの活用

### （1） リサイクルリレーセンターの目的

立谷川リサイクルセンター等への中継施設として運搬の効率化をはかるとともに、資源物分別事業としてビン・カン及び古紙類の選別保管を推進します。

### （2） 中継品目

不燃性粗大ごみ、雑貨品・小型廃家電類、水銀含有ごみ、ペットボトル、埋立ごみ、についてはリサイクルリレーセンターで積み替えを行います。

その後、不燃性粗大ごみ、雑貨品・小型廃家電類、水銀含有ごみは立谷川リサイクルセンターへ、ペットボトルは山形広域環境事務組合（指定施設）へ、埋立ごみは民間最終処分場へ搬送します。

### （3） 資源物分別方法

カン類は、市民により分別排出されたものを減容し、資源化します。

ビン類は破損防止及び選別するためにコンテナ回収されたものを一時保管し、資源化します。

古紙類については、古紙置場において回収されたものを資源化します。

## 〔個別計画3〕 中間処理計画

### （1） 中間処理に関する目標

ごみの適正処理と生活環境の保全を図ることを目的とし、中間処理施設を持続的、効率的に運営し、一層の減量化、減容化及び安定化を推進します。

### （2） 中間処理の方法

もやせるごみ、プラスチック類は、エネルギー回収施設で焼却処理を行います。

ペットボトル、水銀含有ごみ、雑貨品・小型廃家電類及び不燃性粗大ごみは、立谷川リサイクルセンターへ搬送し、ペットボトルは山形広域環境事務組合（指定施設）で選別・圧縮後に資源化し、水銀含有ごみは一時保管後に業者へ処理委託し、雑貨品・小型廃家電類及び不燃性粗大ごみは粉碎処理後、鉄・アルミを回収し残渣を処分します。

事業系一般廃棄物の生ごみ・選定枝については、民間堆肥化等施設において処理します。



### (3) 中間処理量

表9 【中間処理量（単位：トン）】

|            | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    | R9    | R10   | R11   | R12   | R13   | R14   |
|------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 焼却処理       | 7,172 | 7,087 | 6,967 | 6,862 | 6,757 | 6,665 | 6,550 | 6,448 | 6,347 | 6,257 | 6,147 |
| もやせるごみ     | 6,967 | 6,885 | 6,770 | 6,669 | 6,568 | 6,479 | 6,369 | 6,271 | 6,173 | 6,087 | 5,981 |
| プラスチック類    | 205   | 202   | 197   | 193   | 189   | 186   | 181   | 177   | 174   | 170   | 166   |
| 破碎処理       | 595   | 586   | 573   | 561   | 550   | 540   | 527   | 516   | 505   | 495   | 483   |
| 雑貨品・小型廃家電類 | 211   | 208   | 203   | 199   | 195   | 191   | 187   | 183   | 179   | 175   | 171   |
| 粗大ごみ       | 384   | 378   | 370   | 362   | 355   | 349   | 340   | 333   | 326   | 320   | 312   |
| 無害化処理      | 14    | 15    | 15    | 15    | 14    | 14    | 14    | 14    | 13    | 13    | 13    |
| 水銀含有ごみ     | 14    | 15    | 15    | 15    | 14    | 14    | 14    | 14    | 13    | 13    | 13    |
| 資源化        | 379   | 373   | 364   | 357   | 350   | 344   | 335   | 328   | 321   | 314   | 307   |
| ビン・カン      | 311   | 306   | 299   | 293   | 287   | 282   | 275   | 269   | 263   | 258   | 252   |
| ペットボトル     | 68    | 67    | 65    | 64    | 63    | 62    | 60    | 59    | 58    | 56    | 55    |
| 合 計        | 8,160 | 8,061 | 7,919 | 7,795 | 7,671 | 7,563 | 7,426 | 7,306 | 7,186 | 7,079 | 6,950 |

### 〔個別計画4〕 最終処分計画

#### (1) 最終処分に関する目標

埋立てごみ及び中間処理後の残渣等は、無害化、安定化を踏まえたうえで処理委託します。合わせて、埋立処分量をできる限り軽減することを努力目標とします。

#### (2) 最終処分方法

埋立処分

#### (3) 最終処分対象物

最終処分対象物は、原則として十分に減容化、安定化され、かつ無害化されたものとしします。



## 6 計画の推進体制 ～3Rへの道のり～

### 1 市民・事業者・行政の役割

計画の施策の推進にあたっては、市民・事業者・行政の連携と協働により、公平な役割の分担のもとで効果的かつ効率的に推進するものとします。

#### (1) 市民の役割

##### 【排出者としての責任】

- ・ 一人ひとりがごみの排出者としての自覚と責任を持ち、可能な限りごみを出さない生活様式に見直します。
- ・ 分別収集のマナーの遵守や各種施策への参加など、ごみの減量化や適正処理に向けた取り組みに協力します。
- ・ 地域の集団資源回収や環境美化活動等に積極的に参加します。

#### (2) 事業者の役割

##### 【生産者としての責任】

- ・ 生産者責任を踏まえて、生産・流通・販売等の段階で、商品やサービスがごみにならないよう工夫をします。
- ・ 率先して資源物や処理困難物などを回収します。

##### 【排出者としての責任】

- ・ 自己処理責任の原則のもと、ごみ排出者としての自覚と責任を持ち、可能な限りごみを出さない事業活動を計画的に推進します。
- ・ ごみの減量化や適正処理に向けた取り組みに協力します。

#### (3) 市の役割

##### 【循環型の暮らしに向けた施策の推進】

- ・ 各施策を通じて廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することでごみの減量を推進していきます。
- ・ 各施策の内容や本計画の進行状況等について情報公開や情報提供を行い、ごみ減量に対する市民や事業者の意識をいっそう高めていきます。

##### 【循環型ごみ処理システムの推進】

- ・ 適正な収集運搬、中間処理、最終処分に努め、環境負荷の軽減に努めます。
- ・ 技術動向や社会動向を継続的に注視し、ごみの減量化及び資源化をより効果的かつ効率的に行うことができるごみ処理システムを推進します。

##### 【排出者としての責任】

- ・ 可能な限りごみを出さない事業活動を計画的に推進します。



## 2 計画の進行管理

長期的な目標実現に向け、各施策の計画的な推進等について、その実効性を担保するため、進行管理を行います。

### (1) 目標の達成状況及び個別事業の進捗状況の把握と公表

本計画の着実な実行を確保するため、毎年度、計画目標の達成状況及び個別事業の進捗状況を把握します。

また、ホームページや年次報告書などを通じて、これらの情報を広く公表していきます。

### (2) 進行管理の基本手法

目標を達成するため、審議会による達成状況の客観的な評価を行いながら、進行管理していくこととします。



| 第7次上山市振興計画後<br>期基本計画 |                | ごみ処理基本計画       |            |                  |  |  |  |  |  |  |  | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 | R13 | R14 |  |  |
|----------------------|----------------|----------------|------------|------------------|--|--|--|--|--|--|--|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|
| 第4章                  |                | 基本方針           |            | 個 別 施 策          |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
| うるおう<br>快適に暮らせるまち    | 循環型社会の構築を推進します | みんなでつくる循環型の暮らし | 発生及び排出の抑制  | 家庭系ごみの発生及び排出の抑制  |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                |            | 事業系ごみの排出の抑制      |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                |            | 環境教育及び啓発活動の充実    |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                | 循環資源の有効利用  | 資源ごみの分別収集の徹底     |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                |            | 古紙類の拠点回収         |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                |            | 市民主体による資源回収等への支援 |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                |            | 生ごみリサイクル等への支援    |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                |            | 廃家電品の資源化         |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                |            | 多様なリサイクルルートの確保   |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                | 適正処理の推進        | 快適な生活環境の確保 |                  |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                | 不法投棄防止対策   |                  |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                | ごみ処理の高度化   | 収集・運搬計画          |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                |            | リレーセンターの活用       |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                |            | 中間処理計画           |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |
|                      |                |                |            | 最終処分計画           |  |  |  |  |  |  |  |    |    |    |    |    |     |     |     |     |     |  |  |







## 第3章 資料

---

### 1 比較と目標数値について



# 1 比較と目標数値について

## 1 前計画における達成状況

|                                       | 実 績                |                   | 前計画の目標数値と令和 3 年度実績における達成度    |     |                           |     |
|---------------------------------------|--------------------|-------------------|------------------------------|-----|---------------------------|-----|
|                                       | 平成 23 年度<br>(基準年度) | 令和 3 年度<br>(評価年度) | 前計画の中間<br>目標数値<br>(平成 30 年度) | 達成度 | 前計画の目標<br>数値<br>(令和 4 年度) | 達成度 |
| 市民 1 人 1 日あたりの<br>家庭系ごみ排出量            | 492g               | 549g<br>(11%)     | 494g<br>(1%以下)               | 未達成 | 459g<br>(△6%以上)           | 未達成 |
| 市民 1 人 1 日あたりの<br>廃棄物(家庭系+事業<br>系)排出量 | 635g               | 782g<br>(23%)     | 653g<br>(2%以下)               | 未達成 | 668g<br>(5%以下)            | 未達成 |
| リサイクル率                                | 27.3%              | 22.5%             | 30%以上                        | 未達成 | 28.9%以上                   | 未達成 |
| 最終処分量                                 | 1,206トン            | 503トン             | 615トン                        | 達成  | 399トン                     | 未達成 |

※ 上記の表は、前計画の中間目標数値（平成 30 年度）及び目標数値（令和 4 年度）に対して、令和 3 年度実績が達成しているかを示したもの

## 2 家庭系ごみの種類別 1 人 1 日あたりの排出量と減量目標値

(単位：g/日)

|            | 令和 3 年度<br>実績 | 令和 4 年度<br>見込 | 令和 10 年度<br>中間目標値 | 令和 14 年度<br>目標値 |
|------------|---------------|---------------|-------------------|-----------------|
| もやせるごみ     | 432.93        | 439.29        | 425.82            | 417.40          |
| プラスチック類    | 23.38         | 19.76         | 19.24             | 18.91           |
| ビン・カン      | 17.56         | 17.93         | 17.40             | 17.05           |
| ペットボトル     | 6.20          | 6.55          | 6.36              | 6.23            |
| 雑貨品・小型廃家電類 | 20.94         | 20.34         | 19.73             | 19.34           |
| 水銀含有ごみ     | 1.03          | 0.96          | 0.94              | 0.92            |
| 粗大ごみ       | 33.71         | 36.43         | 35.53             | 34.76           |
| 埋立ごみ       | 13.14         | 13.49         | 13.11             | 12.91           |
| 合 計        | 548.89        | 554.75        | 538.13            | 527.52          |

○ 家庭系ごみについては上記のとおりとなっており、現時点までのごみ排出量の推



移より令和4年度は対前年比で約1%増と見込まれ、その後の推移については年0.5%ずつ減少するものとした。

- 事業系ごみについては、年々排出量が増加しているが、令和5年度以降は事業所からの食品廃棄物の堆肥化を促進し、また事業系一般廃棄物である古紙は無料で搬入できることの周知を図ること等により、毎年度、対前年比で0.5%減少していくものとした。



